

随意契約理由

令和7年(2025年) 1月31日

契約担当課名	基盤整備課
発注担当課名	基盤整備課
契約名称	(仮称) 北新田歩路橋関係機関追加協議資料作成委託
契約内容	設計業務 一式
契約締結日	令和7年 1月31日
及び契約期間	令和7年 1月31日から令和7年 3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	セントラルコンサルタント株式会社 大阪支社
契約金額	1,130,800円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本業務は、過年度から継続して実施している(仮称)北新田歩路橋整備事業に係る大阪府警察、NEXCO西日本、大阪府等関係機関との協議において、協議資料作成及び協議中の技術的支援を行うものです。</p> <p>当該関係機関協議は、「(仮称)北新田歩路橋関係機関協議資料作成委託」等過年度の委託業務成果物を使用しながら継続的に実施しているもので、本業務の履行に際しては、過年度業務にて行った設計内容、検討過程や各機関との過去の協議内容等に十分精通している必要があります。過年度業務と密接不可分の内容が多く含まれることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、過年度の業務を行ったセントラルコンサルタント株式会社と随意契約を締結するものです。</p>